

RL364:2017 第5版 改定案 に対するコメント

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
1	日研ザイル (株) 日本老化制御研究所	付 属 書 B 4.	2-3	Q, G	「検出効率校正について」 これまでにあった「メーカーが作成した効率曲線を使用して測定することに問題はない」との記載が削除されておりますが、これは、今後検出効率校正はメーカーに依頼せず自分たちで行わなければならないということでしょうか。 もちろん効率曲線を作成および検証する能力を持つことは重要ですし、弊社でも自社で作成、検証する能力は持っております。ただ、実際に自社で効率曲線を作成するとなると毎回線源を購入する必要もありますし、人手と時間も掛かりますので、現在は定期的にメーカーに校正を依	効率曲線を作成および検証する能力を維持しながら、今後もメーカーに校正依頼が出来るような内容にしていだければと思います。	効率校正を試験機メーカーに委ねることはメーカーの標準体積線源にトレーサビリティを取ることになりますが、メーカーが認定を取得していないのでトレーサビリティを証明できないため、ISO/IEC 17025 に規定する計量計測トレーサビリティの要求事項に違反します。 この点、東日本大震災直後は大半の放射能分析試験所が効率校正を行う能力を有していなかったこと及びゲルマニウム半導体検出器に対する計量計測トレーサビリティを提供する校正事業者が存在しなかったことを考慮し、暫定的にメーカーの効率校正を認めてきました。しかし、認定を開始して 5 年を経過し、標準体積線源を保有し効率校正を自ら行う試験所が増えてきたことを考慮し、本来の試験所に対する要求事項に戻すことを決定しました。 試験所が ISO/IEC 17025 に基づく認定を取得する以上、規格要求事項に従うことが要求さ

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					頼しております。手間とコストを考えますと、今後もメーカーに校正依頼をしたいと思っております。		れます。計量計測トレーサビリティに関する要求事項は試験所認定の根幹となる要求事項ですので、いつまでもこの問題を放置することはできません。コスト、手間という要素は規格要求事項を免れる理由にはなりません。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。